盛岡広域振興局長告示第4号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。 令和7年2月21日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0352200232	アバンツァーレスポーツ岩手矢巾	紫波郡矢巾町駅東一丁目13番37号	株式会社ゼンシン	令和7年2月1日

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0352200232	アバンツァーレスポーツ岩手矢巾	紫波郡矢巾町駅東一丁目13番37号	株式会社ゼンシン	令和7年2月1日